

# 富士吉田市宿泊税制度周知業務委託プロポーザル実施要綱

## 1 目的

富士吉田市宿泊税制度周知業務を委託するにあたり、業者を選定することを目的とする。

## 2 仕様

【別紙1】仕様書のとおりとする。

## 3 委託期間

令和8年8月3日～令和9年3月31日

## 4 費用（令和8年度予算額）

2,596,600円（税抜き）

## 5 参加資格、参加方法

### (1) プロポーザルに参加できる者

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 富士吉田市入札参加資格者名簿に登録され、当該契約案件に対応する種目について登録が認められた者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③ 富士吉田市の指名停止処分の期間中でないこと。
- ④ 営業停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 提案意思確認書提出期限の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から2年を経過していることを含む。）
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。
- ⑦ 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
- ⑧ 富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあつては、市税等の滞納がないこと。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触していないこと。

### (2) プロポーザル参加方法

本プロポーザルは公募型プロポーザルとする。

## 6 プロポーザルに係るスケジュール

公募開始 (HP)	令和8年7月3日(金)
仕様書等配布	7月6日(月)
質問受付期間	7月6日(月)～10日(金)
質問回答	7月16日(木)
プロポーザル参加申請書提出期限	7月17日(金)
企画書提出期限	7月24日(金)
プロポーザル結果通知	7月31日(金)
契約	8月3日(月)

## 7 質疑応答

### (1) 受付方法

質問は、文書（自由様式、ただし規格はA4判タテ）を電子メールで送付することにより受付ける。なお、文書には会社名、担当部署名、担当者氏名、電話及び、電子メールアドレスを併記するものとする。

### (2) 宛先

富士吉田市 総務部税務課市民税担当（富士吉田市役所本館1階）

E-MAIL : zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp

### (3) 受付期間

7月6日(月)～10日(金) 正午まで

### (4) 回答方法

質問の回答は、指名した者全員に7月16日(木)までに電子メールなどにより回答する。

## 8 提出資料

### (1) プロポーザル参加申請書（別紙2）

期限：7月17日(金) 午後4時まで

方法：受付場所へ持参または郵送すること。持参にあつては土・日曜日を除く午前10時から午後4時までとし、郵送にあつては（簡易）書留郵便により提出期限までに必着のこと。

### (2) 見積書（正副各1部、PDFデータ1部）

期限：7月24日(金) 午後4時まで

ア、仕様書における各業務（必須業務含む）の明細がわかるようにすること。

### (3) 企画提案書（正本1部副本9部、PDFデータ1部）

期限：7月24日(金) 午後4時まで

※A4、20ページ以内とする（表紙・裏表紙含む）

※独自提案を含めること

※本契約内でできる範囲のものとする

※周知広告のテーマとなるデザイン案を掲載すること。

## 9 審査および結果の通知

プロポーザルの審査は、企画提案書等を提出したものに対して、本プロポーザルの書面審査を行い、最優秀業者1者を委託候補者として選定する。参加者が2者未満となった場合でもこの要綱に示す審査基準に基づき、最適者として特定するか審議に付し、選定する。

審査の結果は、7月31日（金）までにプロポーザル参加者全員に通知する。なお、審査結果の通知日は、選定作業の進捗に応じて変更になる場合がある。

また、評価の経過は公表せず、審査結果の異議申立ては受け付けない。

## 10 審査基準

- (1) デザイン・企画力
- (2) 編集委託料・印刷製本料の金額
- (3) 独自提案

## 11 特記事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に伴った費用の全ては、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルによる編集業者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出者を公表することがある。
- (7) 企画提案書等の作成のために富士吉田市より受領した資料は、富士吉田市の許可なく公表及び使用することはできない。また企画提案書提出時に返却するものとする。

## 12 問合せ・提出

富士吉田市 総務部税務課市民税担当（富士吉田市役所本館1階）

住所：〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1

TEL：22-1111 内線139

FAX：0555-22-1303

E-MAIL：zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp